

大磯町立中学校給食・調理配送業務委託の契約解除に係る経過書

- 1 平成 27 年 10 月 30 日、エンゼルフーズ(株) (以下「事業者」という。) と「大磯町立中学校給食・調理配送業務委託」契約締結。(契約期間：平成 28 年 1 月～平成 31 年 3 月)
- 2 平成 29 年 9 月 22 日、事業者副社長から口頭により、業務の提供が困難であり契約を解除したい旨の申し出があった。
- 3 平成 29 年 10 月 13 日を目途として本契約解除を進めるため、事業者に契約解除申立書の提出を求めたが、申立書は提出されず。
- 4 平成 29 年 10 月 6 日、本契約委託業務契約約款第 15 条第 1 項第 1 号に基づき、「委託契約解除通知書」を事業者に送付した。
- 5 平成 29 年 10 月 10 日、事業者代理人弁護士より本契約解除の協議を継続したい旨の申し出があり、町として平成 29 年 10 月 17 日付で杉崎茂法律事務所と本件に関する代理人契約を締結。以降、双方代理人により協議を進める。
- 6 平成 29 年 10 月 16 日(月) から中学校給食を休止。
- 7 平成 30 年 3 月 28 日、事業者代理人から、町が平成 29 年 10 月 6 日に通知した「委託契約解除通知書」を了解する意向が示される。
- 8 平成 30 年 3 月 30 日、双方代理人により「確認書」(別紙) を取り交わす。これにより、平成 29 年 10 月 15 日の経過をもって契約委託業務の解除が成立。なお、契約委託業務契約約款第 15 条第 1 項第 1 号に基づき、違約金として事業者が町に 192 万 4,715 円を支払う。

※違約金の算定根拠 $257.04 \text{ 円 (契約単価)} \times 7 \text{ 万 } 4,880 \text{ 食 (休止後、契約満了まで提供すべき見込数)} \times 10\% = 192 \text{ 万 } 4,715 \text{ 円}$